

別記 1

介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

1 特別対策事業

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

介護基盤の緊急整備特別対策事業は、市町村が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、平成23年度までの3年間に実施する基盤整備事業について作成する面的整備計画に基づき、別添1の1に定める施設等について、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び民間事業者が整備する事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

(2) 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業とは、改正消防法施行令の施行により、平成21年4月より新たにスプリンクラー等の設置が義務付けられた既存の施設等のうち、民間事業者が別添2の1に定める施設等にスプリンクラー設備を整備する事業に対して都道府県が補助する事業及び都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

ただし、施設等の設置主体が地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項にいう地方公共団体である施設に係る事業は対象としないものとする（別添2のイを除く。）。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

ア 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業とは、別添3の1に定める施設等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部とし

て市町村が補助する事業をいう。

イ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業とは、民間事業者が設置した別添3の1に定める施設等のユニット化改修に要する経費について都道府県が補助する事業及び都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに都道府県が設置した別添3の1に定める施設のユニット化改修に要する経費に基金を財源の全部又は一部として充てる事業及び市町村が設置した別添3の1に定める施設のユニット化改修に要する経費に都道府県が補助する事業をいう。

(4) (1) 及び (3) に係るその他事業

都道府県が、(1) 及び (3) の事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、当該事業を推進するための事業をいう。

2 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

(2) 特別対策事業の対象除外

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ 設置主体が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項にいう地方公共団体である施設に係る事業（既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業のうち別添2のア及びウに限る。）

カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業（1の(4)によるものを除く。）

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る補助金の交付申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 都道府県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施状況報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施状況報告を都道府県知事に提出しなければならない。

3 特別対策事業を実施する場合の補助の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 特別対策事業の実施に当たっては、この運営要領に定める内容により行わなければならない。

(2) 都道府県は、特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業に係る歳入及び歳出について証拠種類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(3) 都道府県が実施する特別対策事業の場合

都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として特別対策事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。

- ア 補助対象事業（１の（３）及び（４）に規定する事業）に使用しなければならない。
- イ 事業の内容及び事業間の経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この都道府県実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- エ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- オ 都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、都道府県実施事業の完了後においても善良の管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- カ 都道府県がアからオにより付した条件に違反した場合には、都道府県が支出した金額の全部又は一部を国庫に返納させることがある。

（４）都道府県が補助する特別対策事業の場合

都道府県が、民間事業者が実施する事業（以下「都道府県補助対象事業」という。）に対してこの基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、都道府県補助対象事業を実施する者（以下「都道府県補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

- ア 補助対象事業（１の（２）及び（３）のイの事業）に使用しなければならない。
- イ 都道府県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、１の（２）と（３）のイの間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- ウ 都道府県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- エ 都道府県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は都道府県補助対象事業

の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この都道府県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、都道府県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 都道府県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、都道府県知事の定める様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、都道府県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

ケ 都道府県補助対象事業者は、都道府県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を都道府県補助事業の完了の日（都道府県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

コ 都道府県補助対象事業者が都道府県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 都道府県補助対象事業者が都道府県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ 都道府県補助対象事業者が都道府県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ス 都道府県補助対象事業者がアからシにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、都道府県に納付させることがある。

(5) 市町村が実施する特別対策事業の場合

都道府県が、市町村が実施する特別対策事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事

業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、都道府県に納付させることがある。

（6）市町村が補助する特別対策事業の場合

都道府県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 市町村補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して都道府県からの補助金を財源の全部又

は一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

- (ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）、（2）、（3）との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (イ) 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ウ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (エ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (カ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町

村に納付させることがある。

(ク) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(ケ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(シ) 市町村補助対象事業者が（ア）から（サ）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。

カ オにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの（オ）又は（キ）により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

ク オの（シ）により、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(7) (4) のカ及びク、(5) のオ並びに(6) のキにより付した条件に基づき都道府県補助対象事業者又は市町村から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) (4) のス、(5) のケ及び(6) のクにより付した条件に基づき都道府県補助対象

事業者又は市町村から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

4 補助額の算定方法

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る補助額の算定方法

介護基盤の緊急整備特別対策事業の補助額は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（厚生労働省老健局長通知）」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下「交付金実施要綱」という。）の第2の(1)から(5)及び第3に準じて算出するものとする。

なお、この場合、第2の(1)中の「今後3年以内」は「平成21年度から23年度までの3年間」と、第2の(5)の(エ)中の「第2欄に定める配分基礎単価の合計額」は「第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。また、算定に当たっては、実施要綱「別表2」ではなく、運営要領の「別添1」を用いるものとする。

また、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る内容については適用しないものとする。

(2) 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業に係る補助額の算定方法

既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業の補助額は、交付金実施要綱上の第4の(2)のア及びイに準じて作成した整備計画に記載された事業について、別添2の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額の合計額を交付額とする。

なお、都道府県が都道府県補助対象事業に対して補助金を交付する場合にあっては、事業ごとに算出した額を交付額とするものとする。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

別添3の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に

定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) (1) 及び (3) の基本事業に係るその他事業

基本事業を円滑に実施するために必要な賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る合計額とする。

5 その他

(1) 都道府県は、都道府県補助事業及び市町村が実施する特別対策事業に係る補助金の補助申請及び補助決定の事務に係る手続き等の実施要綱及び交付要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る配分基礎単価

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対 象 経 費
地域密着型サービスの拠点			市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・ 小規模多機能型居宅介護事業所	30,000千円	施設数	
・ 特別養護老人ホーム	4,000千円	整備床数	
・ ケアハウス	4,000千円	整備床数	
・ 認知症高齢者グループホーム	30,000千円	施設数	
・ 認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	施設数	
・ 夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	施設数	
老人保健施設	50,000千円	施設数	
介護予防拠点	7,500千円	施設数	
地域包括支援センター	1,000千円	施設数	
生活支援ハウス	30,000千円	施設数	

既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業に係る交付基準単価

1 区 分	2 交付基準単価	3 単 位	4 対 象 経 費											
<p>スプリンクラー設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="217 477 620 633">1,000㎡以上の平屋建ての場合</td> <td data-bbox="620 477 836 633">17千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> <td data-bbox="836 477 999 826" rowspan="2">対象施設ごと 1㎡あたり</td> <td data-bbox="999 398 1428 1133" rowspan="4"> <p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等のスプリンクラー整備等（スプリンクラー設備等と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 633 620 826">275㎡以上、1,000㎡未満の場合（275㎡未満の認知症高齢者グループホームに整備する場合を含む。）</td> <td data-bbox="620 633 836 826">9千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 826 620 983">300㎡未満の認知症高齢者グループホームに自動火災報知設備を整備する場合</td> <td data-bbox="620 826 836 983">1,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> <td data-bbox="836 826 999 1133" rowspan="2">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 983 620 1133">500㎡未満の認知症高齢者グループホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合</td> <td data-bbox="620 983 836 1133">300千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> </tr> </table>	1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	<p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等のスプリンクラー整備等（スプリンクラー設備等と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>	275㎡以上、1,000㎡未満の場合（275㎡未満の認知症高齢者グループホームに整備する場合を含む。）	9千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	300㎡未満の認知症高齢者グループホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	施設数	500㎡未満の認知症高齢者グループホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	300千円の範囲内で都道府県知事が定めた額			
1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	対象施設ごと 1㎡あたり			<p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等のスプリンクラー整備等（スプリンクラー設備等と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>									
275㎡以上、1,000㎡未満の場合（275㎡未満の認知症高齢者グループホームに整備する場合を含む。）	9千円の範囲内で都道府県知事が定めた額													
300㎡未満の認知症高齢者グループホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	施設数												
500㎡未満の認知症高齢者グループホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	300千円の範囲内で都道府県知事が定めた額													
<p>ア 広域型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 老人保健施設 ・ 養護老人ホーム ・ 老人短期入所施設(併設を含む) <p>イ 地域密着型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム（定員29人以下） ・ 老人保健施設（定員29人以下） ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る <p>ウ 有料老人ホーム 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る </p>														

認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業に係る配分基礎単価

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対 象 経 費
認知症高齢者グループホーム等防災補強改修等支援事業			<p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等の防災補強等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模特別養護老人ホーム ・ 小規模ケアハウス ・ 小規模老人保健施設 	13,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ その他介護基盤の緊急整備特別対策事業の対象施設であって、都道府県知事が必要と認めた施設 	6,500千円の範囲内で都道府県知事が定めた額		
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業			
「個室→ユニット化」改修	1,000千円	整備床数	
「多床室→ユニット化」改修	2,000千円	整備床数	
<p>ア 特別養護老人ホームのユニット化</p> <p>イ 老人保健施設のユニット化</p> <p>ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム 			